

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 2 | 予防接種事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茅野市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茅野市長

公表日

令和8年1月7日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種事務 |
| ②事務の概要 | <ul style="list-style-type: none">・予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の実施、健康被害救済措置に係る給付の支給、実費徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。・予防接種法に基づき、市内に住民登録のある対象者に対し、予防接種の期日又は期間を指定し、勧奨、実施する。また、健康被害救済措置に係る給付に関する事務、予防接種の実費徴収等の事務を行う。・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の対象者及び発行した接種券のワクチン接種システム(VRS)への登録を行う。・予防接種実施後、接種記録等を登録、管理し、並びに他市町村へ接種記録の照会及び提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明の交付を行う。 |
| ③システムの名称 | 健康管理システム 中間サーバー 住民行政システム ワクチン記録管理システム(VRS) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項、別表14の項・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条・番号法第19条第6号(委託先への提供) |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | [情報照会] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,27,28,29,153,の項 [情報提供] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25,26,153,154の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康福祉部 健康づくり推進課 |
| ②所属長の役職名 | 健康づくり推進課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務部 総務課 〒391-8501茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 健康福祉部 健康づくり推進課(健康管理センター) 〒391-0002茅野市塚原二丁目5番45号 0266-82-0105 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和7年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|--|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数名で確認を行う。 以上の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。 | |

| | |
|---|--|
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されており、担当しない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-----------------------|---|---|------|-----------|
| 平成29年5月15日 | I 5. ①部署 | ①健康福祉部 保健課 | 健康福祉部 健康づくり推進課 | 事後 | |
| 平成29年5月15日 | I 5. ②所属長 | ②保健課長 両角 直樹 | 健康づくり推進課長 柳澤 澄子 | 事後 | |
| 平成29年5月15日 | I 7. 請求先 | 企画総務部 総務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101 | 総務部 総務課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101 | 事後 | |
| 平成29年5月15日 | I 8. 連絡先 | 健康福祉部 保健課 〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 0266-72-2101 | 健康福祉部 健康づくり推進課 〒391-0002 茅野市塚原二丁目5番45号 82-0105 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | II 1.2いつの時点の計数か | 平成27年3月1日時点 | 平成31年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年4月1日 | IVリスク対策等 | | 様式改正による変更 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | II 1、2 いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | 令和2年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I 5. ②所属長 | ②健康づくり推進課長 柳澤 澄子 | 健康づくり推進課長 齊藤 明美 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | I 3. 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一の10の項 | ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | I 4. ②法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第二の17、18、19の項 | ・番号法第19条第8項 別表第二の17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の3、第13条、同条の2 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | I 5. ②所属長 | ②健康づくり推進課長 齊藤 明美 | 健康づくり推進課長 小穴 範子 | 事後 | |
| 令和5年4月1日 | II 1、2 いつ時点の計数か | 令和2年4月1日 時点 | 令和5年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年4月1日 | I 1. ②、③ | | 新型コロナウイルス感染症が予防接種法第68号に位置付けられたため事務を統合したことによる追加 | 事後 | |
| 令和6年6月10日 | I 3. 法令上の根拠 | ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条 | ・番号法別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和6年6月10日 | I 4. ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8項 別表第二の17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第12条の3、第13条、同条の2 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25.26.27.28.29の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条、第28条、第29条、第30条、第31条 | 事後 | |
| 令和7年12月15日 | I 3. 法令上の根拠 | ・番号法別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | ・番号法第9条第1項、別表14の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | |
| 令和7年12月15日 | I 4. ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25.27.28.29の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第27条、第29条、第30条、第31条 | ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25.26.27.28.29.153.154の項 | 事後 | |
| 令和7年12月15日 | II 1、2 いつ時点の計数か | 令和5年4月1日 時点 | 令和7年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和7年12月15日 | IV8.人手を介在させる作業 | — | ＜選択肢＞ 2) 十分である 「判断の根拠」 特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、複数名で確認を行う。 以上の対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考える。 | 事後 | |
| 令和7年12月15日 | IV11.最も優先度が高いと考えられる対策 | — | ＜選択肢＞ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ＜選択肢＞ 2) 十分である 「判断の根拠」 各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限されており、担当しない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考える。 | 事後 | |